

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針 2024)」が閣議決定される・・・1
- ◆「規制改革実施計画」が閣議決定される・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ◆ 通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される(こども家庭庁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- ◆ 事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される(こども家庭庁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- ◆ 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い(日本眼科学会等)・・・・・・・・・・7

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針 2024)」が閣議決定される

令和6年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太の方針 2024)が同日開催の経済財政諮問会議^{※1}を経て、閣議決定されました。(※1 第9回経済財政諮問会議・第29回新しい資本主義実現会議合同会議)

「骨太の方針」は、国の重要課題や翌年度予算編成の基本的姿勢、政権として力を注ぐ政策の方向性を示すもので、毎年6月ごろに策定されます。決定された「骨太の方針」に基づき、その後の政策や予算編成が進められます。

「骨太の方針 2024」における、子どもをめぐる政策として、「こども未来戦略」や「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画 2024」に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていくとしています。

また、そうした施策の実施にあたっては、数値目標を含めた指標を活用して PDCA を推進するなど、EBPM※2を確実に実行し、ワイズスペンディング※3につなげるとしています。

※2 Evidence Based Policy Making …エビデンス（合理的根拠）に基づく政策立案

※3 wise spending（賢い支出）…政策効果が乏しい歳出を削減し、政策効果の高い歳出に転換すること

こども政策に関しては、「加速化プランの着実な実施」「こども大綱の推進」が挙げられています。「加速化プランの着実な実施」については、経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に取り組むとされ、それらの財源として、徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに 2026 年度から子ども・子育て支援金制度を導入するとしています。

また、「こども大綱の推進」については、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」に基づく幼児期までの育ちの質の向上、保育現場の負担軽減を図りつつ、人口減少地域における施設の多機能化等を通じた保育機能の維持も含めて、「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を早急に示すとされました。

第 4 章の「当面の経済財政運営と令和 7 年度予算編成に向けた考え方」においては、当面の経済財政運営として、「まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃上げ、最低賃金の引き上げを実行する」とされています。さらに、令和 7 年度予算編成に向けた考え方として、「③持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速（略）等により、メリハリの効いた予算編成とする」とされています。

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

【経済財政運営と改革の基本方針 2024】

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/decision0621.html>

内閣府ホーム＞内閣府の政策＞経済財政政策＞経済財政諮問会議＞経済財政諮問会議の取りまとめ資料＞経済財政運営と改革の基本方針＞経済財政運営と改革の基本方針 2024

◆「規制改革実施計画」が閣議決定される

令和 6 年 6 月 21 日、「規制改革実施計画」が閣議決定されました。

「規制改革実施計画」は、国内外の情勢変化のスピードが一層増すなかにおいて、その時々にあった規制の在り方を模索し、規制改革を推進していくため、「規制改革推進会議」

において検討され、定められた計画です。

今回の「規制改革実施計画」では、「**介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等**」が挙げられ、下記のような取り組みを実施するとされています。

高齢化とともに、人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、サービスの中断・停止等を回避するためには、**介護・保育・障害福祉分野の事業者(社会福祉法人を含む。以下「事業者」という)の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継が必要**。



協働化や合併、事業譲渡等の手段は多様で、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは事業者の経営判断で行われるものだが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。



一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。

- ・ 事業者の合併、事業譲渡等に関して、肯定的に捉えていない地方公共団体がある。
- ・ 事業者にとって、公開情報で知り得る例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。
- ・ 事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、児童福祉法等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題。
- ・ 合併、事業譲渡等に関して事例が少ないため、知見が乏しく、許認可の手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。
- ・ 地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。

以上を踏まえ、事業者の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。



a こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容についての情報収集を容易にすることで、事業者自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものでは

令和 6 年度
検討開始、令
和 7 年度ま
でに措置

ないことを明確化し、不適切なローカルルールによる事業者の負担増を回避するため、<u>事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。</u>	
b 厚生労働省は、社会福祉法人の予見性向上並びに社会福祉法人及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、<u>厚生労働省が令和 2 年 3 月に策定した合併・事業譲渡等マニュアルを見直し、公表する。</u>その際、（中略）社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手続及び提出書類を不要又は省略可能とすることを含む。）も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。	令和 6 年度 検討開始、令和 7 年度までに措置
c こども家庭庁及び厚生労働省は、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、事業者の事務負担軽減の観点から、<u>標準様式及び標準添付書類を作成し、事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。</u>（中略） なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない	令和 7 年度 までに措置
d こども家庭庁及び厚生労働省は、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、事業者の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、<u>地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。</u>（後略）	令和 7 年度 までに措置
e 略	
f 略	

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

【規制改革実施計画】

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan.html

内閣府ホーム＞活動・白書等＞審議会・懇談会等＞規制改革＞実施計画・答申・意見書等＞『規制改革実施計画』

◆ 通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される(こども家庭庁)

令和 6 年 6 月 25 日、通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出されました。

これは、下記の経緯および趣旨により発出されたものです。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、令和 5 年 4 月の通知「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」において、保育所等における常勤保育士および短時間保育士の定義が示された。

常勤保育士

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る）に達している者
- ② ①以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する者

短時間勤務の保育士

上記①②のいずれにも該当しない者



一方で、「育児・介護休業法」第 23 条第 1 項に規定する「育児のための所定労働時間の短縮措置」は、1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とする措置を含むものとしなければならないとされている。

この規定に基づき、1 日の所定労働時間を 6 時間とするとともに、月 20 日勤務する場合は、令和 5 年通知で定める「常勤保育士」に該当する。

しかし、個々の保育所等の独自の取り組みとして、1 日の所定労働時間を 6 時間未満としている保育所等もあり、その場合は令和 5 年通知で定める「常勤保育士」としての所定労働時間を下回ることになる。



一定の経験を有する保育士が、育児や介護等により所定労働時間を短縮している期間も就労を継続することを可能とすることや、それによる保育の質の向上を目的として、1 日の所定労働時間が 6 時間未満である保育士に関して、最低基準上における定数上の取扱いを示す。



勤務時間短縮保育士の定義について

「勤務時間短縮保育士」とは、保育所等において常勤保育士として就労してきた保育士であって、おおむね 10 歳未満のこどもの子育て、家族の介護その他都道府県※が適当と認める事由のため、当該保育所等における 1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間未満となる者をいうものとする。

※ 小規模保育事業所 A 型、B 型及び事業所内保育事業所については市町村とする。

最低基準における定数上の保育士の取扱いについて

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたって保育できる常勤保育士をもって確保することが原則であり、望ましい。

しかし、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合で、次の条件のすべてを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に勤務時間短縮保育士を充てても差し支えない。

- (1) 常勤保育士が各組・各グループに 1 名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が 2 名以上の場合は、1 名以上ではなく 2 名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて勤務時間短縮保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

詳細は別添 PDF をご確認ください。

◆ 事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される(こども家庭庁)

令和6年6月14日、表記事務連絡が発出されました。

これは、教育・保育施設等における散歩等の園外活動は、幼児が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会として重要な活動であり、痛ましい交通事故を発生させないための安全管理の徹底について周知するものです。

詳細は別添 PDF をご確認ください。

◆ 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い(日本眼科学会等)

日本眼科学会、日本眼科医会、日本小児眼科学会、日本弱視斜視学会、日本視能訓練士協会は、令和5年10月12日、「幼稚園、保育所、認定こども園の皆様へ ～弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い～」を公表しています。

子どもの目の機能(視力など)は、生後から3歳までに急速に発達し、6～8歳までにほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、その後いくら眼鏡をかけても十分な視力が得られません。これを「弱視」と言い、約50人に1人程度と言われています。

弱視にはさまざまな原因がありますが、視力が発達する時期に眼鏡を常用するなどの治療で、多くの場合、就学時までにより視力が獲得できます。また、斜視の治療に眼鏡装用が必要な場合があり、眼鏡をかけることで目の位置が安定し、両眼で物を立体的に見る機能も育ちます。

将来にわたって良い視機能を得る大切な治療用具である眼鏡をしっかりとけることについて、理解を呼びかけるものです。

詳細は別添 PDF をご確認ください。



こ 成 保 6 6 6
令和 6 年 6 月 25 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」（令和 5 年 4 月 21 日付けこ成保発 21 こども家庭庁成育局長通知。以下「令和 5 年通知」という。）において、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における常勤保育士及び短時間保育士の定義をお示ししてきました。今般、保育士の柔軟な働き方を可能とし、育児・介護等と就労の両立を支援する観点から、最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤保育士であることが原則であるとの考え方は維持しつつ、これまで常勤保育士として就労してきた保育所等において就労を希望するものの、育児・介護等により、1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間未満となる保育士（以下「勤務時間短縮保育士」という。）の定義及び最低基準における定数上の取扱いについてお示しますので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 趣旨について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する「育児のための所定労働時間の短縮措置」については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第74条において、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならないと規定されている。

この規定に基づき、保育士の1日の所定労働時間を6時間とするとともに、月20日勤務する場合、令和5年通知で定める「常勤保育士」に該当することになる。

他方、個々の保育所等の独自の取組として、1日の所定労働時間を6時間未満としている保育所等もあるが、こうした独自の取組により、1日の所定労働時間が6時間未満となった保育士については、令和5年通知で定める「常勤保育士」としての所定労働時間を下回ることになる。

一定の経験を有する保育士が、育児や介護等により所定労働時間を短縮している期間中も就労を継続することを可能とすることや、それによる保育の質の向上を目的として、1日の所定労働時間が6時間未満である保育士に関して、最低基準における定数上の取扱いをお示しするものである。

2. 勤務時間短縮保育士の定義について

「勤務時間短縮保育士」とは、保育所等において常勤保育士として就労してきた保育士であって、おおむね10歳未満のこどもの子育て、家族の介護その他都道府県（小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所については市町村とする。）が適当と認める事由のため、当該保育所等における1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる者をいうものとする。

3. 最低基準における定数上の保育士の取扱いについて

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保護者との連携を十分に図るためにも、

今後とも最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたって保育できる常勤保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に勤務時間短縮保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて勤務時間短縮保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

4. 留意すべき事項

- (1) 保育所等の長は、職員会議等を通じて職員間の情報共有及び連携を十分に図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第48条の4第3項の規定により保育士に資質向上に係る努力義務が課されていること等に鑑み、勤務時間短縮保育士のライフスタイルにも配慮しつつ、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。利用児童に対し、安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる勤務時間短縮保育士を配置することは適切ではないこと。あわせて、常勤職員など一部の職員に業務の負担が偏ることがないように、周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体としての業務マネジメントが行われるよう留意すること。

また、保育所等の長は、同一の組・グループを担当する常勤保育士と勤務時間短縮保育士が共同で指導計画及び保育の記録を作成することを通して、一貫した保育の提供及び保護者支援を可能とする機会を確保することや、保育士の交替に当たって、引継ぎを適切に行うための時間を確保することなど、利用児童に対する保育の質の確保や適切な保護者支援の実施に努めること。

- (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。また、例えばグループの担任を務める勤務時間短縮保育士の待遇に関し、同一労働

働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤保育士の待遇との間に差を設けないなど、勤務時間短縮保育士と常勤保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。

- (3) 児童福祉法第 48 条の 4 第 1 項の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めること。
- (4) 各都道府県知事及び各市町村の長は、管内の保育所等における 3. の適切な運用について、児童福祉法に基づき実施する指導監査において確認を行うこと。指導監査の実施に当たり、特に確認すべき事項としては、例えば、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法規の遵守状況の確認に際して、勤務時間短縮保育士に対する処遇の適正性を確認することや、指導計画等の作成に当たり、同一の組・グループを担当する勤務時間短縮保育士が共同で指導計画等を作成する機会が担保されているかを確認することが考えられること。
- (5) 過去 3 年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、3. の適用を認めないこととすること。
- (6) 当該通知は、最低基準上の保育士定数に充てられる勤務時間短縮保育士の取扱いについてお示しするものであるが、勤務時間短縮保育士に係る公定価格の充足すべき職員数の算定方法については、留意事項通知でお示ししている常勤以外の職員を配置する場合と同様に、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の 1 か月の勤務時間数に達しない者として、常勤換算を行うこととすること。

＜常勤換算値を算出するための算式＞

常勤以外の職員の 1 か月の勤務時間数の合計

÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の 1 か月の勤務時間数 = 常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない)

なお、上記公定価格の取扱いについては、今般、本通知の発出にあわせてお示しすることとしたところであるが、これと異なる取扱いを行ってきた地方公共団体においては、今後、この取扱いに基づき運用していただくよう、管内の施設等に周知及び指導いただくこと。ただし、取扱いの変更に伴い現場の実務に生じる影響に鑑みやむを得ない場合に限り、当該異なる取扱いによる運用でも差し支えないものとして取り扱うこととするが、できる限り早期に上記取扱いに移行すること。

以上

【添付資料】

- ・(別紙 1)「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」
(令和 5 年 4 月 21 日付けこ成保発 21 こども家庭庁成育局長通知)

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
公定価格担当室給付第一係

別紙 1

こ 成 保 2 1

令和 5 年 4 月 21 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 19 日付け子発 0319 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「令和 3 年通知」という。）において、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、保育士の勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則であるとの考え方は維持しつつ、短時間勤務の保育士の定義を見直し、併せて常勤の保育士の定義を明確化しましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義について

最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの

2 その他

本通知に伴い、令和 3 年通知の一部を別紙のとおり改正する。

以上

【添付資料】

- ・（別紙 1）「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 19 日付け子発 0319 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正【新旧対照表】
- ・（別紙 2）「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 19 日付け子発 0319 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正【改正後全文】

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

改正後	現行
都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 子 発 0319 第 1 号 令和 3 年 3 月 19 日 <u>一部改正</u> <u>こ 成 保 21</u> <u>令和 5 年 4 月 21 日</u>	都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 子 発 0319 第 1 号 令和 3 年 3 月 19 日
厚生労働省子ども家庭局長 （公 印 省 略） 保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて 保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示してきました。今般、最低基準上の保育士定	厚生労働省子ども家庭局長 （公 印 省 略） 保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて 保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示してきました。今般、最低基準上の保育士定

数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの）以外の者。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。 これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。	数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。 これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。
--	---

記

(略)

記

(略)

(別紙2)

子 発 0319 第 1 号

令 和 3 年 3 月 19 日

一部改正

こ 成 保 2 1

令 和 5 年 4 月 21 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの）以外の者。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所等の利用児童数が年々増加する中で従来にも増して保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。

ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。その際、当該市町村においては、上記の判断に当たり管内の保育関係者と認識の共有を図るとともに、当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること。常勤の保育士の募集を適切に実施しているかを確認する際には、例えば、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準での募集が行われていないことや、ハローワークや職業紹介事業者等を通じ広く求人活動を一定期間行っていることその他適切な方法により募集を行っていることを確認することが考えられること。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記ただし書きの取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。

- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2. 留意すべき事項

- (1) 保育所等の長は、職員会議等を通じて職員間の情報共有及び連携を十分に図ると

ともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 48 条の 4 第 2 項の規定により保育士に資質向上に係る努力義務が課されていること等に鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。

特に、1（1）ただし書きの場合にあっては、複数の保育士が同一の組・グループの保育を共同で行うことが想定されることから、同一の組・グループを担当する短時間勤務の保育士が共同で指導計画及び保育の記録を作成することを通して、一貫した保育の提供及び保護者支援を可能とする機会を確保することや、保育士の交替に当たって、引継ぎを適切に行うための時間を確保することなど、利用児童に対する保育の質の確保や適切な保護者支援の実施に努めること。なお、利用児童に対し、安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと。あわせて、常勤職員など一部の職員に業務の負担が偏ることがないように、周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体としての業務マネジメントが行われるよう留意すること。

- （2） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）や雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。また、例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所等にあっても導入しない保育所等と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- （3） 児童福祉法第 48 条の 4 第 1 項の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めること。
- （4） 各都道府県知事及び各市町村の長は、管内の保育所等における 1（1）ただし書きの適切な運用について、児童福祉法に基づき実施する指導監査において確認を行うこと。指導監査の実施に当たり、特に確認すべき事項としては、例えば、職員の確保及び定着化についての取組並びに労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法規の遵守状況の確認に際して、常勤の保育士を確保するための取組の状況や、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性を確認することや、指導計画等の作成に当たり、同一の組・グループを担当する短時間勤務保育士が共同で指導計画等を作成する機会が担保されているかを確認することが考えられること。その際、常勤の保育士を確保するための取組の状況については、1（1）ただし書きの適用に当たり、当該状況の確認を行っている市町村と、情報の共有を行うこと。
- （5） 過去 3 年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、1（1）ただし書きの適用を認めないこととする。

事務連絡
令和6年6月14日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

教育・保育施設等（以下、「施設等」という。）における交通安全の確保については、痛ましい交通事故を発生させないための安全管理の徹底について、格別の御尽力をいただいているところです。

施設等における散歩等の園外活動は、幼児等が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動です。

園外活動が、交通安全に十分配慮した上で行われるよう、下記について、所管する施設等に周知徹底を図るようお願いします。

記

1 園外活動時の安全管理に関する取組の徹底について

「保育所等における園外活動時の留意事項について」（令和元年6月21日

付け事務連絡)により、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」や当該留意事項の別紙1「散歩時の安全管理の取組(例)」をお示ししているので、これらを参考に、園外活動を行う際の安全管理に関する取組を、改めて徹底していただきたいこと。【別添1、2参照】

また、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」(令和元年6月18日付け通知)に基づき、未就学児が日常的に集団で移動する経路(以下、「経路」という。)の緊急安全点検を実施し、交通安全対策を推進しているが、緊急安全点検以降、施設等の新設・移転がある場合や、散歩コースの追加がある場合等で、安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(例：見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等)については、経路の見直し等の対策を講じること。

なお、今後、安全点検の実施状況を調査する可能性があるので、ご承知おきいただきたいこと。

2 幼児等に対する交通安全教育の推進について

幼児等に対する交通安全教育については、第11次交通安全基本計画において、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標としているところである。

施設等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うこと。

これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進すること。

3 園外活動時の安全管理に関する各種事業の活用について

こども家庭庁においては、

- 保育所等において、ICTを活用したこども見守りサービス(GPSやBluetoothを活用したシステム等)などの安全対策に資する機器等を導入するための経費(保育環境改善等事業、障害児安全安心対策事業)
- 保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者(いわゆる「キッズ・ガード」)が、散歩等の園外活動時において、散歩

の経路、目的地における危険個所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う活動を支援する経費（保育体制強化事業）

- 園外活動時を含め、保育所等における安全対策のための研修の開催や巡回支援指導員の配置を支援する経費（保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業）

により、園外活動時の安全管理を推進するための経費補助を行っているので、地方自治体及び施設等において、これらの事業の活用を積極的に検討していただきたいこと。【別添 3～6 参照】

【問合せ先】

- 当該事務連絡に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
Tel:03-6858-0183
- 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び認定こども園に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
Tel:03-6858-0058
- 認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
Tel:03-6858-0133
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
Tel:03-6861-0063
- 幼稚園及び特別支援学校に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
Tel:03-6734-2695

保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

保育所等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。

この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

1. 保育所等における園外活動について

- 保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 子どもの発達によって、身体の大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

（安全に園外活動を行うための取組）

- 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。
- ※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育所等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）を別紙 1 に示す。
- なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

- 事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一歩で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

(事故発生時の対応に関する日常の備え)

- 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。
- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。

※ 園外活動を含む保育所等での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)も合わせて確認すること。

・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_02.pdf

(子どもに対する安全の指導)

- 子どもが交通安全の習慣(例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等)を身に付けることができるよう、日常の生活における具体的な体験を通して、交通ルール(信号に従った行動、横断歩道の使用等)に関心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。

散歩時の安全管理の取組（例）

（１）事前準備

- 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認
 - ・交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
 - ・また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
 - ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
 - ・確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。
- 危険箇所等に関する情報の共有
 - ・危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
 - ・認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED 設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
 - ・また、保育所等の周辺の安全に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。
- 散歩計画の作成（※散歩計画の例は別紙 2 参照）
 - ・散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等について計画を作成する。
 - ・この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
 - ・子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

（２）出発前

- 天気、職員体制、携行品等の確認
 - ・当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
 - ・事前に作成した散歩計画に、当日の状況（天気、子どもの人数、引率者）を反映する。
 - ・職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い、役割分担

を確認する。

- ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。

携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。

※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、
防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等

※ 園ごとの状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。

- ・ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。

○ 子どもの状況等の確認

- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
- ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

○ 保育所等に残る職員等に対する情報共有

- ・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

（３）道路の歩き方

○ 道路を歩く際の体制・安全確認等

- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子ども

ものの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。

- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶつけたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい個所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

（４）目的地

○ 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無いか安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無いか確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

○ 子どもの行動把握

- ・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

○ 子どもの人数や健康状態の確認

- ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

（５）帰園後

○ 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

○ 帰園の報告

- ・ 帰園後、散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。

○ 散歩後の振り返り

- ・ 散歩経路や目的地に新たな危険な場所を見つけたり、伝えておくべき情報があったりした場合には、職員間で共有する。
- ・ 個々の子どもについて、保育上の配慮等に関する気づきがあった場合には職員間で共有する。
- ・ 散歩時に子どものケガ等の事故やヒヤリ・ハット事例があった場合には職員間で共有する。

(6) その他

- ・ 園の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時等の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

[illegible]

1. 施策の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

2. 施策の内容

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ① 保育所等設置促進等事業（☆）
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）
物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ① 障害児受入促進事業（☆）
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ② 分園推進事業（☆）
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③ 熱中症対策事業（★）
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業

④ 安全対策事業（★）

ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

- ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥ 緊急一時預かり推進事業（☆）
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
- ⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧ 感染症対策のための改修整備等事業（★）
インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑨ 保育環境向上等事業（★）
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R5）】 1. 基本改善事業（①、②）
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨）
③ 1施設当たり 7,200千円
④ 1施設当たり 1,029千円
⑤ 1施設当たり 34,946千円
⑧ 1施設当たり 500千円以内
⑨ 1施設当たり 100千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

【補助制限】

制限無し：（☆）の事業

10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和 6 年度当初予算案 177 億円の内数

1 事業の目的

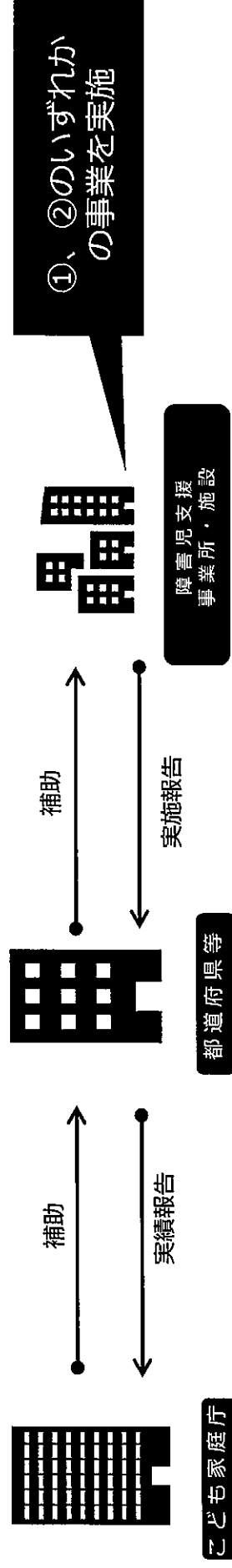
障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 事業の概要

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

- ① ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- ② 登降園管理システム支援事業

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：①②国3/5、都道府県・指定都市・中核市1/5、事業者1/5
- ◆ 補助単価（年額）：
 - ① 1事業所あたり200千円
 - ② 端末購入を行わない場合は1事業所あたり200千円
 - 端末購入を行う場合は1事業所あたり700千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

(1) 保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ
エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ 児童の園外活動時の見守り等 カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

(3) スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※（１）と合わせて補助する場合は、（１）の職員とは別に加配することを要件とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1 か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1 か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乘せ及び傷害保険加入料を追加

* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1 か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1 か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充（R5～）】

⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等における安全知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大 事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



巡回支援指導員

【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー

・ 園外活動等における安全対策の実地指導



認可保育所等

認可外の居宅
訪問型保育事業
(ベビーシッター)



認可外保育施設

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 354千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

幼稚園、保育所、認定こども園の皆様へ

～ 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い ～

令和 5 年 10 月 12 日

日本眼科学会
日本眼科医会
日本小児眼科学会
日本弱視斜視学会
日本視能訓練士協会

● 子どもの目が発達する時期には限りがあります

子どもの目の機能（視力など）は、生後から3歳までに急速に発達し、6歳～8歳頃までにほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、その後いくら眼鏡をかけても十分な視力が得られません。これを「弱視」と言い、約50人に1人程度と言われています。

● 眼鏡装用は弱視や斜視の子どもにとって大事な治療です

弱視には様々な原因はありますが、網膜へのピントがずれている「屈折異常」（特に強い遠視や乱視）が原因となっていることが多いです。視力が発達する時期に眼鏡を常用するなどの治療で多くの場合、就学時までに良い視力を獲得できます。また、斜視（両眼の視線があっていない状態）の治療に眼鏡装用が必要な場合があり、眼鏡をかけることにより目の位置が安定し、両眼で物を立体的にみる機能（両眼視機能）も育ちます。

● 治療用眼鏡を装用し続けるには周りの協力が必要です

このように、園にお通いのお子さんの眼鏡は将来にわたって良い視機能を得る大切な治療用具です。眼鏡装用によって目の怪我や危険が多くなるという報告はありません。かえって目の怪我を防ぐことができる場合もあります。医師や保護者は子どもに眼鏡を一日中かけるよう指導をしています*。園にいる間に眼鏡をかけないと、その子どもは「眼鏡はかけなくてもよいもの」と思ってしまう、治療中断につながることもあり得ます。

子どもが、治療用眼鏡をしっかりとけることにより将来にわたり良い視機能を維持できるよう、園の皆様にもご理解いただき、保護者を含め周りの方が協力できるようお願い申し上げます。

*屋内活動だけでなく、外あそびなどの時も眼鏡装用をお願いします。ただし、プールやマット運動などの場合は除きます。詳細については眼科主治医にご相談ください。

〈 参考資料 〉

※厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究」リーフレットより抜粋

弱視の治療って何するの？

異常を放置すると、脳の見る機能の発達も止まってしまいます。
弱視のほとんどは、治療用めがねをかけてピントが合った状態にすることで、脳が刺激され、視力が発達していきます。
3歳で治療を開始したことの多くが、小学校入学までにめがねを常用すれば十分な視力を得ています。

3歳から治療することを、
強くおすすめする理由。

治療にはタイムリミットがあります

成長するにつれて視力の発達はスローダウンして6～8歳で完了します。治療開始のタイミングを逃すと、思うように効果が上がらず、めがねやコンタクトレンズを使っても生涯十分な視力を得られないことがあります。

発達途中で
停滞していても、
今なら再スタートできます。



視力 0.5

視力 1.0

これ以降、脳は視覚刺激を受けてもあまり反応せず
視力が発達しにくくなります。

視力 0.02

生まれた直後

視力の発達

6～8歳